



## 措定文と指定文 : ハとガの一面

著者	上林 洋二
雑誌名	文藝言語研究. 言語篇
巻	14
ページ	57-74
発行年	1988-09
その他のタイトル	Predication and Specification : wa and ga in Copular Sentences
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/13560">http://hdl.handle.net/2241/13560</a>

# 措 定 文 と 指 定 文

— ハとガの一面 —

上 林 洋 二

## 1.

ハとガの問題に関して、最近注目を浴びているのは、旧情報、新情報という概念である。井上 (1983, 35-36) に見られる

- (1) 加藤さんは新しい本を出版しました。  
旧            新
- (2) 加藤さんが新しい本を出版しました。  
新            新
- (3) 加藤さんがこの論文を書きました。  
新            旧

のような図式がしばしば提示され、ハを伴う名詞句は旧情報を、ガを伴う名詞句は新情報を担うという主張がよくなされている。

しかし、旧情報・新情報という考え方には、一つの大きな問題点がある。それは、西山 (1979) が指摘するとおり、旧情報・新情報という概念自体が明確にされていないことである。以下西山 (1979) の議論に基いて、簡単に述べておく。[この議論は、西山&上林 (1985) でも展開しておいた。]

旧情報は「聞き手がすでに知っている (と話し手が想定している) 情報」、新情報は「聞き手がまだ知らない (と話し手が想定している) 情報」と言いかえられることがある。しかし、(1)において「加藤さん」が旧情報であると言うとき、「加藤さん」を聞き手がすでに知っているというのはどういう意味なのであろうか。「加藤さん」という語の指示対象を知っている、即ち「加藤さん」が聞き手にとって同定可能な要素という意味であらうか。

---

\* 本稿は上林 (1984) の一部を修正、要約したものである。

しかし、旧情報・新情報をそれぞれ「聞き手にとって同定可能な要素」「聞き手にとって同定不可能な要素」と定義するわけにはいかない。たとえば、

(4) きみが責任者だ。

において、「きみ」は新情報を担うとされるが、「きみ」が聞き手にとって同定不可能な要素であるはずはないのである。また、

(5) ウルトラマンの身長は東京タワーの高さだ。

において、「ウルトラマンの身長」が旧情報、「東京タワーの高さ」が新情報とされるが、この場合、むしろ前者が同定不可能、後者が同定可能な要素なのである。

また、旧・新という概念が、anaphoric, non anaphoric という概念とも別のものであることは、久野 (1973, 217) も次のような例をあげて強調している。

(6) 太郎と花子と夏子のうちで、誰が一番背が高いか。

太郎が一番背が高い。

旧情報を「聞き手の意識にのぼっている要素」、新情報を「聞き手の意識にのぼっていない要素」とする定義が成功しないことも、(6)が示してくれる。

さて、西山 (1979) は、旧情報・新情報という概念を整合的に解釈するためには、旧情報になったり、新情報になったりするものは、あくまで命題であって項目ではないと考えるべきだとしている。つまり、(4)においては、

(7) Xが責任者だ

という命題が旧情報であり、

(8) X=きみ

という命題が新情報だと言うのである。そして、西山 (1979, 135) で、

(9) 文の焦点に対する前提をあらわす命題こそ旧情報であり、その焦点を既知あるいは未知の要素と等号で結んでできた命題が新情報である。

という『仮定』を提案している。

旧情報・新情報をこう解釈してみても、西山 (1979) も気づいているとおり、旧・新情報の概念規定の問題が解決されたわけではない。というのは、上の『仮定』にあらわれる前提・焦点なる概念がそれほど明確ではないからである。

とは言え、旧・新情報になるものは項目ではなく、命題だという主張は適当だと思われる。従来の研究において、このことが把握されていなかったために生じた混乱の例、そして(9)のような概念規定が imply すること——はっきり言えば、この術語は全く不要であるということ——等は、西山&上林 (1985) で

言及しておいた。ここでは、もっぱらハとガに関する問題だけに絞って述べることにする。

(9)のように旧情報・新情報という概念を規定しても、それがハとガの考察には役立つまいというのが、筆者の考えなのである。以下、そのことについて述べる。

(10) 社長は私です。

という文は、

(11) 私が社長です。

と同義である。しかし、

(12) 私は社長です。

に対して、

(13) 社長が私です。

という文は普通ではない。もしあったとしても、それは(12とは異なる意味を持つ。〔後述するが、実は(12)には二つ意味があって、そのうちの一方、普通われわれが考える方でない方の意味を、(13)は持つのである。〕

もう少しはっきりした例をあげると、

(14) 鯨は哺乳類です。

に対して、

(15) 哺乳類が鯨だ。

という形はない。あったとしても、それは(14)が普通持つ意味とは異った意味を持つ。

このことから明らかなのは、(10)における「AはBだ」と、(12)及び(14)における「AはBだ」とは性質が違うということである。しかし、旧・新情報という考え方では、西山(1979)に従って refine しても、(10)においては、

(16) 社長はXです。

が旧情報、

(17) X=私

が新情報であり、(12)においては、

(18) 私はXです

が旧情報、

(19) X=社長

が新情報、ということでは、(10)と(12)が同様の構造を有することになってしまう。

筆者の見るところでは、旧・新情報という概念は、ハとガの問題を考察する

には大雑把すぎる——というのは、均質的でないのである。このことは以下の議論で明らかになってくるであろう。

## 2.

今回の考察では、もっぱらコンピュータ文におけるハトガに対象を限定することにする。このように考察対象を狭く限定する理由は、上林（1984）では一応述べておいた。対象をもっと広げたところで、ハトガの問題を統一的に扱うことができるかどうかは、今後の課題である。

実はここでの結論の基礎になる部分は、やや曖昧な形ではあるが、すでに三上（1953, 40-50）に述べられていることなのである。ただ、その後の研究者が——実は三上自身も含めて——この箇所を無視してきてしまったと筆者には思えてならない。

三上（1953, 40-41）は、まず佐久間鼎の

(a) 一、物語り文

二、品定め文 { Ⅰ. 性状規定  
Ⅱ. 判断措定

という文の分類を祖述し、ただ名称を変えて

(b) 一、動詞文

二、名詞文 { Ⅰ. 形容詞文  
Ⅱ. 準詞文

とする。そして、(ibid, 44-46) で準詞文に三種類あるとして次のように述べる。〔筆者の考えでは、形容詞文と準詞文の区別は不要であり、この分類も準詞文だけになされるべきではない〕

指定——無格——第一準詞文

イナゴハ害虫ダ

犬ハ動物ダ

アイツハコレダヨ（ケチン坊の意）

〔中略〕

東京ハ日本ノ首都デアル

私ハ幹事デス

ソレハ何デス？

指定——有格——第二準詞文

君ノ帽子ハドレデス?

幹事ハ私デス

昨日到着シタノハ扁理ダ

昨夜吠エタノハコノ犬ダ

花園ヲ荒ラスノハ誰ダ?

甲ガ丙ヲ紹介シタノハ乙ヘダ

勉強ノ為メト思ヘバ、誰レモ皆コレヲ窮屈トハ考ヘナカッタ。学生トシテモ皆ガジツ忍ビ押サヘテキタノハ若イ意気込ミノ伴フ血氣ヲデアッタ。〔中略〕

端折り——第三準詞文

去年ノ雪何処(ニアリヤ)? (ゼロ)

姉サンハドコダ?

姉サンハ台所デス

〔中略〕

取分け重要なのは指定である。指定は措定と違って、語順を変えて指定以前のセンテンスに戻すことができる。

ドレガ君ノ帽子デス?

私ガ幹事デス

皆ガ血氣ヲ忍ビ押サヘテキタ

こういう事実を一点に絞って強調するのが指定である。

これだけで、前節で提示した問題点に解決がつくようにも見える。

今、混乱をさけるために「端折り文」は考察から除く。これは現在いうところの「ウナギ文」であるが、ウナギ文を無視するというのではない。ウナギ文をどう解釈するか、つまり述語代用形なのか、分裂文なのか、あるいは他のものなのか、ということは、ここでの問題とは別なのである。ハとガに関しては、ウナギ文も他のコピュラ文と同様のふるまいをする。つまり、

- (2) (a) ぼくはウナギだ。  
 (b) ぼくがウナギだ。  
 (c) ウナギはぼくだ。

の関係は、

- (2) (a) ぼくは学生だ。  
 (b) ぼくが学生だ。  
 (c) 学生はぼくだ。

の関係と全く同じと考えられるから、これを「措定」「指定」と別に考える必要はないのである。

さて、前節で提示した問題点であるが、

㉔ 鯨は哺乳類だ。

は、

㉕ 哺乳類が鯨だ。

とはならない。しかし、

㉖ 社長は私だ。

㉗ 私が社長だ。

は同義になるというのは、㉔は措定、㉖は指定の文だからなのである。三上(1953, 46)は、先ほどの引用箇所が続けて、

だから格助詞の隠見如何に拘らず体言は有格と見なされる。措定は単語＋準詞、指定は連用単位＋準詞というふうに考えてもよい。

と述べている。つまり、㉖は、

㉘ 社長は私<sup>ガ</sup>だ

のような構造を持っているが、㉔の「哺乳類」は無格だと考えているわけであって、表面上は同じ「AはBだ」という形をしていても、違う構造を持つというわけである。さらに、(ibid, 46)で、

述語としては有格の指定にしか使われないのが代名詞である。固有名詞も指定に使われることが多いが、名前も人の性質(もちもの)の一つには違いないから、指定にもなりえる。だからやはり、指定にしか使われないという規定は代名詞を特性づけるものである。

と述べている。㉖や、

㉙ 部長は彼だ。

が指定の意味にしかならないと言っているわけで、まさにその通りであるが、このことが持つ意味は次節で明らかにする。また、固有名詞が指定にもなりえると述べているのも、まさにその通りであると思われる。実はこの主張は、哲学に長い歴史をもつ固有名論にとって大きなインパクトを与えるものであるが、今回はそのことには立ち入らない。

ところで指定の文に㉖、㉗の二つの形があるのなら、このうち、いずれが基本的な形であるかということを考えてみよう。[三上(1953, 45)は、すでに引用したように、㉗のようなものは「指定以前のセンテンス」と呼んでいるが、これを指定文でないとするなら、どこにも分類されないことになってしまう]

三上 (1953, 135) では、

二、私が幹事デス [中略]

三、幹事ハ私デス [中略]

二と三とは同じ意味を表しつつ、同時に並び行われている。だからこれに発生上の前後をつけることは難しいし、或いは無意味だろうとの批判を受けるかもしれないが、動詞文に由来する第二準詞文

昨夜吠エタノハコノ犬ダ

などと一しょに整理したいから、二を原文と見て、それを翻して三を作るものと考えておきたい。

と述べている。

筆者は指定の文を動詞文から派生することには賛成できない（その理由はすぐあとで述べる）が、やはり㉗の形の文の方を基本形と考えたい。というのは㉖と同義で、

㉖ 社長なのは私だ。

という形もあるし、すでに述べたように、㉖は㉘のような構造をもっているから、㉖の構造は実は、

㉑ 《述語句》ノハ《名詞句+格助詞》ダ

と考えられる。一方、㉗の方は、

㉒ 《名詞句》ガ《述語句》

と考えられるから、こちらを基本形とすべきだと思うのである。

それで、これからは、「AがBだ」という形の文を「指定文」と、「BはAだ」の方を「倒置指定文」と呼ぶことにする。筆者は一度はこれを「AがBだ」の分裂文と呼ぼうかと思ったが、（実際、西山 (1979, 143) はこの用語を使っている）それは適当でないことに気づいた。というのは、第一に、分裂文 (cleft sentence) とか、擬似分裂文 (pseudo-cleft sentence) とかは普通、形だけで定義されているものであり、

㉓ あそこを歩いているのは日本人だ。

のような文も分裂文と呼ばれてしまう。しかし、㉓は指定の文と解釈でき、その場合は上述の倒置関係にある文は存在しない。すなわち、「分裂」という概念と「指定の倒置」という概念は違うということ。

第二には、㉓と、

㉔ 日本人があそこを歩いている。

の意味的関連よりも、㉖と㉗のそれの方がはるかに強い、というより、㉖と㉗



は同義である、ということ。

第三には、結局第二点と同じことだが、最近の理論では、英語において普通の文から擬似分裂文をつくり出すような大がかりな変形は認められなくなっているのに対し、(26)と(27)は近似した D-str. から派生した方がよいと筆者には思われるからである。(上で、倒置指定文を動詞文から派生することに賛成できないと言ったのは、この点である)

さて、先に筆者は、三上 (1953, 40-50) の分析だけで、前節で提示した問題点に解決がつくようにも見えると述べた。このような言い方をしたのは、実は三上が大変なことを棚上げにしているからなのである。というのは、「措定」とは何か、「指定」とは何かという概念規定が明確にされていないのである。

そして、この概念を明確にしない限りは、なぜハとガの問題がしばしば旧情報・新情報という概念で説明されようとするか、なぜ名詞文においてガが「総記」の意味を持つかが明らかにならないのである。

### 3.

「措定」「指定」の概念を明確にするためには、Kuno (1970) が考察している referential noun phrases (指示名詞句) 対 predicative noun phrases (叙述名詞句) という対立を用いるのが有効であると思われる。両者の性質の差は Kuno (1970) で詳しく述べられていて、結局は Jespersen が MEG ですでに言っていることなのだが、前者はその表現の指示対象を指示するのに対し、後者はその性質を示しているのである。

さて、この概念を用いて、措定と指定について考察してゆくわけだが、混乱をさけるために、ひとまず「AはBだ」において、A、Bともに指示名詞句の場合は除いて考える。

基本的な例として、次を見よう。

- (35) (a) 太郎は学生だ。 [措定]  
(指示)(叙述)
- (b) 太郎が学生だ。 [指定]  
(指示)(叙述)
- (c) 学生は太郎だ。 [倒置指定]  
(叙述)(指示)

(35a)においては、「太郎」という表現で特定の人物をさし示し、その人物について、「学生」という性質を持つと言っている。これに対して、(35b) (35c) では、

“学生”という性質を持つものをさがして、見つけた、これだ、というのを「太郎」という表現であらわしている。これが（ひとまず）措定と指定の意味であると考えられる。

指示名詞句は「太郎」のような特定のなものに限らず、次のような総称名詞句でもよい。

⑥ 犬は動物である。 [措定]  
(指示)(叙述)

また、叙述名詞句は、形容詞と同様に考えられるから、

⑦ (a) 太郎はかしこい。 [措定]  
(指示)

(b) 太郎がかしこい。 [指定]  
(指示)

(c) かしこいのは太郎だ。 [倒置指定]  
(指示)

は⑥と全く同様に考えることができる。だから、三上(1953, 41)の「形容詞方」「準詞文」の区別は必要ないと筆者は述べておいたのである。

固有名詞も叙述詞句になり得て、“「——」という名を持つ”という意味である。

⑧ この男は太郎だ。

というのは、普通の解釈では、この男は太郎という名前だという意味、つまり

⑨ この男は太郎だ。 [措定]  
(指示)(叙述)

となるのであって、だから、

⑩ 太郎がこの男だ。

とは言えない。⑩が解釈できる場合もあるが、それは次節で論じる。

固有名詞は措定文の述語になり得るが、代名詞になり得ないと三上(1953, 46)が述べていることはすでに記した。コンピュータ文の網羅的分類は次節で行なうが、措定文「AはBだ」においては、Bは必ず叙述名詞句なのである。そして、これは、しばしば哲学的な議論になるのだが、「これ」「私」「彼」のような表現は指示する機能をもつだけであり、“これ”であるような性質をもつもの”などは考えられないのである。従って叙述名詞句にはなり得ず、措定文の述部には用いられないのである。

Kuno(1970)も指摘しているが、英語でも、叙述名詞句は he, she などで受けることはできない。ただ英語では it で受けられるのだが、日本語では代

名詞は使えない。

- (41) 太郎は大学生です。  
(叙述)

実は5年前からずっと  $\left\{ \begin{array}{l} *彼 \\ *それ \\ そう \end{array} \right\}$  です。

もっとも前節で引用した三上 (1953, 44) の指定の例文に、

- (42) アイツハコレダヨ (ケチン坊ノ意)

というのがあった。実はこれは (ibid.39-40) に述べられている。

指示詞も指示作用の結果として代理作用を果すことがある。たとえば  
右手で握りこぶしを作って、それを見せながらの言方

アイツハコレダヨ (ケチン坊ダヨ)

言フコトヲキカストコレダゾ (ナグルゾ)

には代理が見られるが、これは狭義の代名詞の代名詞作用とは違う。

このような「これ」もおもしろい問題だが、現在は立ち入る余裕がない。

次に疑問文であるが、これも同様である。

- (43) (a) 太郎は学生ですか。 [指定]  
(指示)(叙述)  
(b) 太郎が学生ですか。 [指定]  
(指示)(叙述)  
(c) 学生は太郎ですか。 [倒置指定]  
(叙述)(指示)

三上 (1953, 49) が指摘していることだが、疑問詞には指定を求めるものと指定を求めるものがあり、「誰」は二通りに使われる。

- (44) (a) きみは誰ですか。 [指定]  
(b) 誰が学生ですか。 [指定]  
(c) 学生は誰ですか。 [倒置指定]

とすると、たとえば次のような文

- (45) 話しているのは誰だ。

は二通りの意味をもつ。

たとえば、講演会場で聴衆の一人が、現在壇上で一所懸命話している人の顔は見えるのだが、どういう人かわからない。それで、となりの人に(45)ときいたという場合。この場合は、

- (46) 誰が話しているのだ。

とは言わない。このときの(47)は措定文だからである。これに対して、聴衆の方から話し声がかきこえたので、講演者が腹をたてて、どいつがしゃべったんだという意味で(47)を発話した場合。この場合は(47)とも言える。このときは(倒置)指定文だからである。

今度は次の例を見よう。

(47) 読売新聞の社主は巨人軍のオーナーだ。

今まで述べてきたことから明らかなように、この文は(少なくとも)二通りの意味を持つ。一つは、まず「読売新聞の社主」という表現で、ある人物を指示する、そして、その人物について“巨人軍のオーナー”という性質が成り立つという意味である。即ち、

(48) 読売新聞の社主は巨人軍のオーナーだ。 [措定]  
(指示) (叙述)

という文と解釈できるのが一つである。もう一つは、“読売新聞の社主”という性質を持っているのはどの人物かときがず、そして見つけたのが、「巨人軍のオーナー」という表現で指示される人物だという意味、即ち、

(49) 読売新聞の社主は巨人軍のオーナーだ。 [倒置指定]  
(叙述) (指示)

である。そして、これまでの理論が予測するが、

(50) 巨人軍のオーナーが読売新聞の社主だ。

という文は、たしかに(49)の方の意味にしかならない。

固有名詞でも考えてみよう。

(51) 加田伶太郎は福永武彦である。

という文も同様に二通りの意味を持つ。一つは、(こちらの方が考えにくいかもしれない。「加田伶太郎」という名の方が「福永武彦」という名よりポピュラーでないという言語外的事実のためだが)「加田伶太郎」という表現で指示対象を決める。そして、その指示対象が“福永武彦”という性質〔「福永武彦」という名を持っているということ〕を持つと述べる。即ち、

(52) 加田伶太郎は福永武彦である。 [措定]  
(指示) (叙述)

である。もう一つの意味は、“加田伶太郎”という性質をもつものはどれかときがず、そして、見つけた、これだというのを「福永武彦」という表現で指示する。即ち、

(53) 加田伶太郎は福永武彦である。 [倒置指定]  
(叙述) (指示)

である。この場合にも、やはり

54 福永武彦が加田伶太郎である。

という表現は、53の意味しかもたない。

もう一つ考えてみよう。

55 私の意見は党の意見です。

この文は二つの異なる意味を持つ。一つは、「私」というのが党の実力者であって、「私」の言うことがそのまま、党の意見になる、という意味である。つまり、

56 私の意見は党の意見です。 [指定]  
(指示) (叙述)

のように、「私の意見」というものを指示しておいて、それが“党の意見”という性質を持つということである。

もう一つの意味は、「私」というのが全くの日和見主義者で、自分の意見を持たず、党の意見に常に従う、ということ。つまり、

57 私の意見は党の意見です。 [倒置指定]  
(叙述) (指示)

のように、“私の意見”という性質を持つものをさがす、すると、あった。それは「党の意見」というものだ、という意味である。そして、今度もやはり、

58 党の意見が私の意見です。

は57の意味しか持たない。

#### 4.

今度は次の例を考えてみよう。

59 私は昨日、女の子に道を教えてもらいました。その女の子はこの子です。

この場合、「その女の子」も「この子」も当然、指示名詞句である。つまり前節でひとまず除外した、A、Bともに指示名詞句の「AはBだ」である。実はこれも、大きな違いがあるわけではない。「その女の子」という表現で指示された指示対象、それはどこにいるかという、いた、目の前の「この子」だという、倒置指定の文なのである。だから、やはり今までと同様に、

60 この子がその女の子です。

とも言えるのである。

そして、この場合、AもBも性質ではなく、指示対象なのだから、指定した

結果として、AとBが同一のものだということになる。つまり、いわゆる identification なのである。多くの哲学者はコピュラ文のこの働きに必要以上に注目している〔実際、Quine (1960)などは、コピュラ文をすべて同一性で解釈する可能性まで示唆している〕が、筆者の見るところでは、これは単に指定の一つのスペシャルケースでしかない。同一性というのは、単に指定の結果、そしてたまたま指定したものと指定されたものがどちらも〔性質ではなく〕具体的な対象だということから派生的に出てきた性質なのである。

また、多くの哲学者は短絡的に前節の(47)や(51)を identification の文ときめつけてしまうが、すでに見たように、(47)や(51)の持つ意味のうち、一つは措定であり、それは、

(61) John is a man.

のような文、即ち彼らも identification ではなく、predication と認める文と同じに分類されて然るべきものなのである。

また、ここで注意すべきことがある。AとBが同一だからといって、これを多くの論理学者がやるように、

(62)  $A = B$

で表わしてはいけない。「 $=$ 」は左右を入れかえても等置だが、倒置指定の「AはBだ」は、今まで見たように、「Aというものをさがし、それをBで指定する」というように、非対称的な関係を表わしているからである。

(59)の例にもどって、この後半を、

(63) その女の子がこの子です。

としたらどうなるだろう。これは話者が目の前にいる「この子」の指示対象を先に頭に描き、それを昨日道を教えてくれた女の子と結びつける、という意味になるだろう。これは「AがBだ」という指定文が持っている性質からして、当然のことである。

前節で、

(64) [= (40)] 太郎がこの男だ。

という文が解釈できることがあると述べたのは、(63)と同様の意味のことを考えていたのである。つまり、「この男」という表現で指示される指示対象をさがせば、それは、「太郎」という表現で指示される指示対象である、という意味である。なお、(64)は指定文だから、倒置されて、

(65) この男は太郎だ。〔倒置指定〕  
(指示) (指示)

という文がつかれるはずである。しかし、この形は指定文(69)に解釈されやすいから、(65)という倒置指定文に解釈できることに気づきにくいのである。1節で

(66) [= (12)] 私は社長です。

(67) [= (13)] 社長が私です。

(67)が、(66)の持つ二つの意味のうち、普通でない方の意味を持つと述べたのも、実はこのことであった。

この種の〔A, Bともに指示名詞句の〕倒置指定文の例をもう少しあげると、

(68) 今日の夕食はウナギだ。

(69) 太郎の身長は170cmだ。

(70) 太郎の身長は次郎の身長だ。

(71) 彼の名前は「山田太郎」です。

(70)は、太郎の身長と次郎の身長が同じだということだが、「太郎の身長」という表現の指示対象をさがしていったら、「次郎の身長」という表現の指示対象だと指定するのである。(71)は、

(72) 彼は山田太郎です。 [指定]

(指示) (叙述)

とは全く違う構造である。また、(71)の述部にあらわれる名詞の指示対象は山田太郎という人間ではない。「山田太郎」という名前が指示対象である。これを混同すると、次のようなおかしい三段論法が成り立ってしまう。

(73) (a) 彼の名前は山田太郎だ。

(b) 山田太郎は背が高い。

(c) ゆえに、彼の名前は背が高い。

さて、指定文にもう一種類あることがわかったのだから、先ほどの例をもう一度考えてみよう。つまり、

(74) [= (47)] 読売新聞の社主は巨人軍のオーナーだ。

という文は、

(75) [= (48)] 読売新聞の社主は巨人軍のオーナーだ。 [指定]

(叙述) (指示)

(76) [= (49)] 読売新聞の社主は巨人軍のオーナーだ。 [倒置指定]

(叙述) (指示)

という二つの意味を持つと述べておいたのだが、この他に、

(77) 読売新聞の社主は巨人軍のオーナーだ。 [倒置指定]

(指示) (指示)

というのも考えられるわけである。この意味は「読売新聞の社主」という表

現で指示される指示対象を頭に描きそれをさがす、そして、あった、それは「巨人軍のオーナー」という表現で指示される指示対象だ、ということである。この意味の場合もやはり、

(77) [= (60)] 巨人軍のオーナーが読売新聞の社主だ。

と言える。

以上、日本語のコピュラ文を整理すると、

(78) (a) AはBだ。 [措定]

A : 指示名詞句

B : 叙述名詞句

意味：「A」という表現で指示される指示対象についていえば、それは「B」という性質をもつ。

(b) AがBだ。 [指定]

A : 指示名詞句

B : 指示名詞句または叙述名詞句

意味：「B」という表現で指示される指示対象、あるいは「B」という性質を持つものをさがせば、それは「A」という表現の指示対象である。

(c) AはBだ。 [倒置指定]

[(b)の説明におけるA, BをそれぞれB, Aでおきかえたもの]

そして、この措定と指定の区別は日本語だけでなく、他の言語にも見られるはずである。ただ、英語などではハとガの区別がないから、「A is B」は(78)の(a)(b)(c)いずれをもあらわし得るのであって、三通りに曖昧になってしまう。その点、日本語では「AはBだ」は二通りの曖昧性を持つが、「AがBだ」は一つの意味しかもたない。だから「AがBだ」は指定ときまるし、「AはBだ」も、倒置をもどすことができるかどうか、即ち「BがAだ」が言えるかどうかで、措定か倒置指定かがわかる。

Copular sentences の分析は、日本人の手によって、もっとなされてよいはずだった。

## 5.

最後に、今までの議論がすでに示しているが、2節の最後で提示した問題点二つに答えたい。





つの意味だけを、

(85) [= (50)] 巨人軍のオーナーが読売新聞の社主だ。

が持つということが全く説明できないのである。「について言えば」と「をさがせば」を一緒にしてしまう旧情報という概念は、ハとガの問題を考察するには、すでに述べたように、大雑把すぎるのである。

ガについても同様である。指定文「AがBだ」は、

(86) 「B」という表現で指示される指示対象、あるいは“B”という性質を持つものをさがせば、それは「A」という表現の指示対象である。

という意味をもつ。そして、動詞文の[いわゆる中立叙述の]「AがB」は、おそらく、これをAとBとに分断せず、一まとまりとして提示する表現だと思われる。この二つのAを同一視してしまう「新情報」という概念はやはり均質的でないと言わざるを得ない。

旧情報・新情報という概念が、用語からくる印象と異なり、談話文法上の概念でないということは、西山&上林(1985)で述べておいたが、その問題はさておき、日本語のハとガの問題をこの概念で説明しようとするのは、つまり(79)と(80)を一つのものにしてしまうことは、前節の終わりに述べたような日本語にせいかく与えられている、コンピュータ文の分析に有利な性質を殺すことになってしまう。旧・新情報という概念でハとガを考えようとする風潮が強い今日、筆者があえて強調したい点である。

#### 参考文献

- Halliday, M. A. K. (1967). "Notes on transitivity and theme in English," Part 1. *Journal of Linguistics* 3, pp. 37-81, Part 2. *Journal of Linguistics* 3, pp. 199-244.
- Higgins, F. R. (1973). *The pseudo-cleft construction in English*. Ph.D. dissertation, M.I.T.
- 井上和子 (1983). 「文一文法と談話文法の接点」『言語研究』84. pp. 17-44.
- 上林洋二 (1984). 「措定と指定——ハとガの一面——」筑波大学修士論文.
- Kuno, S. (1970). "Some properties of non-referential noun-phrases," in R. Jakobson & S. Kawamoto (eds.). *Studies in general and Oriental linguistics*, Tokyo: TEC Co. pp. 348-373.
- 久野 暉 (1973). 『日本文法研究』大修館.
- 三上 章 (1953). 『現代語法序説』刀江書院, 1972復刊, くろしお出版.
- 西山佑司 (1979). 「新情報・旧情報という概念について」『研究報告・日本語の基本構造に関する理論的・実証的研究』

西山佑司 and 上林洋二 (1985). 「談話文法は可能か」『明確で論理的な日本語の表現』  
Quine, W. v. O. (1960). *Word and Object*, Cambridge, Mass.: M.I.T. Press, New  
York: John Wiley.